

建築基準法施行令の一部改正に関する意見

氏名	(フリガナ) 社団法人 日本建築学会 鉄筋コンクリート構造運営委員会 主査：渡邊史夫
住所	〒108-8414 東京都港区芝5 - 26 - 20
所属	(会社名) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	E - m a i l : hamada@ajj.or.jp
意見	<p>「型式適合認定」関係について (対象条文 136条2 - 9条関連) 令第136条の2の9の条文規定では、具体的にわからないのですが、資料「建築基準法施行令改正案(追加部分)の概要」 型式適合認定関係の「4. 対象となる型式について」では、型式適合認定の対象のなかに、建築物の部分の設計仕様(プラン)が、構造、防火、設備等の一連の規定に適合することについて型式適合認定を行うもの。(対象：プレハブ住宅等)とあります。</p> <p>プランまで固定化した場合、対象となる建築物はかなり限定されるように思います。</p> <p>設計仕様には、「特定された構造形式を持つ建築物の設計・施工標準」というような「技術的基準」も含むようにできないでしょうか。構造形式を特定することで、プランもおのずと限定されてきます。具体的なRC造の例としては、骨組形式が特定された中高層RC造集合住宅、大規模店舗、倉庫等が考えられます。</p>

建築基準法施行令の一部改正に関する意見

氏名	(フリガナ) 社団法人 日本建築学会 木質構造運営委員会 主査：野口弘行
住所	
所属	(会社名) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	E - m a i l : hamada@ajj.or.jp
ご意見	<p>「型式適合認定」関係について</p> <p>(対象条文 第46条4項 条関連) 壁量の規定は改正前と基本的に同じであるが、外力(告示が示されていないので現時点では不明確)により構造計算を行った場合と壁量規定による場合とで要求される壁量に明らかな差異が生じるようなことのないようにすべきである。つまり、この壁量は構造計算から求められた要求壁量と同程度の値となっていることが望ましいと考える。</p> <p>(対象条文 第89条木材について) 木材の繊維方向の許容応力度についての記述の中に旧令で示されている「強度試験の結果に基づき定める場合のほか」という文章が消失していて、木材の地域性、云わば特定な産地の木材が強度試験を行って許容応力度を決定する権利を奪うことになりはしないか疑問である。また、新しい木質材料の開発意欲を削ぐ結果とならないか危惧される。そこで、改正時の文の最後にただし書きとして、「強度試験による場合はこの限りではない。」を付加することを希望する。再述するが、木材産地の努力や新しい木質材料の開発を防げるものであってはならないと考える。</p> <p>(建築基準法施行令改正案(追加分)の概要)</p> <p>. 4 .対象となる形式についての中で建築材料とあるが、この建築材料の許容応力度は何に規定してあるのか疑問である。 2 .で述べた如く、木材について実験は認められない</p>

	<p>とするならば、新しい材料が認められる場所はないと考えられ、優良木材産地の材木や開発努力を傾注した新木質材料などはどのような扱いを受けるのか疑問が残る。また、木質構造では部材以上に重要な接合部についても実験による検証が認知されにくい状態を作り出すのではないかと危惧する。</p>
--	---